○国土交通省告示第二百二十五号

福岡空港の施設に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　空港の名称及び位置　福岡空港　福岡県福岡市

二　変更する事項（変更前の事項については、昭和四十七年運輸省告示第百四号、同年運輸省告示第百十号及び平成七年運輸省告示第五百九十四号を参照）

イ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　着陸帯　着陸帯を着陸帯Aとし、着陸帯Bを新設する。

着陸帯B

(1)　等級　B級

(2)　範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二千六百二十メートル、幅百五十メートル）

ハ　変更後の進入区域、進入表面及び転移表面

(1)　進入区域

着陸帯Bの進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2)　進入表面

着陸帯Bの進入表面　第二図のうち、着陸帯Bの短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　転移表面

着陸帯Bの転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むもののとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成三十七年三月三十一日

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。

第一図 福岡空港

